

会 議 録

1 附属機関等の会議の名称 令和3年度 美里町特別職の職員の報酬等審議会

2 開催日時 令和4年2月28日(月)
午前10時から午前10時30分まで

3 開催場所 美里町役場本庁舎3階会議室

4 会議に出席した者

- (1) 委員 菊地委員、木下委員、森委員、渡邊委員
- (2) 事務局 総務課 佐藤課長、門間課長補佐
- (3) その他 相澤町長

5 議題及び会議の公開・非公開の別

- (1) 会長の選出 公開
- (2) 職務代理者の指名 公開
- (3) 議事録署名人及び会議書記の選出 公開
- (4) 諮問事項の審議 公開

6 非公開の理由 なし

7 傍聴人の人数 なし

8 会議資料

- 資料1 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の概要
- 資料2 美里町特別職の給与、報酬等改定状況
- 資料3 期末手当支給率改定による影響額
- 資料4 美里町特別職の職員の報酬等審議会条例

9 会議の概要

議事の概要

- (1) 会長は、渡邊委員とする。
- (2) 職務代理者は、森委員とする。
- (3) 会議録署名委員は菊地委員、木下委員とし、会議録書記は事務局とする。
- (4) 諮問事項について、資料に基づき事務局より説明がありその内容を審議した結果、全会一致で異議がない旨答申することとなった。

【発言内容の記録】

発言者	発言内容
佐藤課長	ただいまから、美里町特別職の職員の報酬等審議会を開催いたします。まず初めに、美里町長相澤清一からごあいさつを申し上げます。
相澤町長	公私ともにお忙しい中、ご出席を賜り、また、只今委嘱状を交付させていただきました。心より、お引き受けいただきまして、感謝を申し上げるところでございます。今年も早いもので、もう明日から3月ということになります。非常に春が待ち遠しいなと思います。しかしながら、コロナ感染ではなかなか第6波の収束の目途がつかないという中でございますけれども、ワクチン接種もしっかりと進めておりますので、だんだんとその展望が見えて来るのかなと期待をしているところでございます。一刻も早くコロナが収束し、元のような生活になればと願うところでございます。今日は、美里町特別職の職員の報酬等審議会の開催に当たり、一言、あいさつ申し上げさせていただきます。さて、令和3年5月に開催いただきました報酬審議会におきまして、議会の議員の報酬についてご審議いただき、その答申を基に、町民の皆様からいただいた様々なご意見を踏まえ、報酬額及び実施時期について再度精査をいたしまして、美里町議会9月会議に報酬の改定に関する条例を提出させていただきました。今回お諮りする議案につきましては、令和3年8月10日付けで人事院から一般職の国家公務員を対象とした勧告がなされ、今国会において審議されている内容でございます。本町では、これまでも人事院勧告を尊重し給与改定を実施してまいりました。本年度も、町の一般職の職員の給与については、一般職の国家公務員の給与改定に準じ、改定する予定であります。本町の議会議員、町長、副町長及び教育長の職にある者の報酬等を改定するに当たっては、美里町特別職の職員の報酬等審議会条例に基づき、町内の公共的団体等の代表者などで構成する同審議会からご意見をいただくこととなっておりますことから、本日皆様にお集まりいただき、開催するものでございます。特別職については、一般職の職員の給与改定に準じて改定をいたしたいと考えているところではございますが、審議会委員の皆様のご意見を賜りたいと存じますので、よろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。
佐藤課長	それでは、次に会長の選出を行う必要がありますが、選出するまでの間、町長が仮座長を務めまして、会議を進行してまいります。なお、本審議会は、美里町情報公開条例第21条の規定により、実施機関の附属機関の会議その他の実施機関が別に定める会議は、公開するものとするとされていることから、公開しておりますので一般の方の傍聴が可能となっております。現在のところ、傍聴の申出はございません。それでは、仮座長を町長お願いします。
相澤町長	それでは私が仮座長を務めさせていただきます。ご協力をよろしくお願いいたします。最初に委員の紹介を事務局からお願いしたいと思います。
佐藤課長	それでは、今日ご参集の委員の皆様をご紹介します。
佐藤課長	(別添、美里町特別職の職員の報酬等審議会委員名簿のとおり読み上げる。)
相澤町長	それでは早速進めたいと思います。それでは、会長の選出に入らせていただきます。会長の選出は、美里町特別職の職員の報酬等審議会条例第4条第1項の規定により、「委員の互選により定める」とあります。どなたを選出するか、皆様にお諮りいたします。どのようなかたちで決めさせていただければよろしいですかお諮りをいたします。

委員	(事務局一任の声)
相澤町長	事務局一任という声がありましたけれども事務局一任でけっこうですか。
委員	(はいの声)
相澤町長	それでは、事務局からお願いをいたします。
門間補佐	それでは、事務局案といたしまして、渡邊委員さんをお願いできればと思います。よろしくお願いいいたします。
相澤町長	事務局案として渡邊委員にということでございます。ご異議がなければ、拍手でご承認をお願いいたします。
委員	(拍手)
相澤町長	ありがとうございます。会長に渡邊委員が選出されましたので、私はここまですととなります。渡邊会長に議長に就任いただき、この後の議事につきましては、よろしくお願いをいたします。
佐藤課長	それでは、議事に入る前に、会長に選出されました渡邊様に諮問書をお渡しさせていただきます。
相澤町長	(諮問書を読み上げ、会長に手渡す)
佐藤課長	ここで、町長、公務がございましたので退室させていただきます。
相澤町長	どうぞよろしくお願いいたします。
佐藤課長	それでは、ここで議長就任にあたり渡邊会長さんから一言、委員の皆様にごあいさつをお願いします。
渡邊会長	商工会の渡邊でございます。改めまして、おはようございます。会長という重責でございますけれども、皆さんから良い意見を賜りながら、皆さんで話し合ったことを答申としていきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。よろしくお願い申し上げます。
渡邊会長	町長から諮問を受けましたが、まず、本審議会の運営についての議事がありますので、次第に則って進めてまいります。それでは議事の1番「職務代理者」の指名ですが、美里町特別職の職員の報酬等審議会条例第4条第3項の規定により、会長が職務代理者を指名することになっています。指名させていただきます。森委員にお願いしたいと思いますがご異議がなければ拍手で承認いただきたいと思います。
委員	(拍手)
渡邊会長	議事2番の「議事録署名人」及び「会議書記」の選出ですが、こちらから指名してよろしいでしょうか。
委員	(はいの声)
渡邊会長	「はい」との声がございますので、こちらから指名させていただきます。会議書記は事務局でお願いします。議事録署名人については、木下委員、菊地委員にお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。 議事録作成につきましては、一字一句の表現でなく、全文筆記ということで、各委員の発言を記録するというのでよろしいでしょうか。
委員	(はいの声)
渡邊会長	ということでございますので、次に行きたいと思っております。それでは、議事の3番。「諮問事項の審議」に入ります。お手元に資料が配布されておりますが、事務局から説明をお願いいたします。

門間補佐	それでは、議事の3番、諮問事項の審議の内容を説明させていただきます。先ほど、町長から会長さんに今回の諮問内容を記載した書面をお渡しさせていただきました。写しを委員さんにお配りしております。大きくは2つ記載してありますが、内容的には3点の改定ということでございます。まず1点目について、でございますけれども、期末手当の支給割合を、0.1月分引き下げ、年間3.25月分とするということ。もう1点が、こちらの期末手当の改定でございますが、本来、令和3年度について行うべきものでございました。国の方でも12月に引下げの改定を行わないということで、今回につきましては、令和4年6月で、本来、今年度で行うべき改定を行うということが示されております。こちらの金額につきましては、令和3年12月に支給した期末手当の額に167.5分の10を乗じた額について、令和4年6月に支給される手当から減額するというものでございます。大きい2つ目。実施日について、でございますけれども、こちらについては、公布の日から施行する改定を予定しております。詳細の説明を資料でさせていただきます。本日お配りした資料1と右上に記載されたものをご覧いただきたいと思います。こちらにつきましては、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案の概要という表題がついております。先ほどの町長のあいさつにもありましたが、現在、一般職の国家公務員の給与及び特別職の給与の改定につきまして、今開催されております国会に改正の法律案が提出されている状況でございます。別の資料として、左上に衆議院と記載された資料ですが、こちらは、本日時点の国会での経過情報になります。こちらの法案につきましては、本年の1月末に閣議決定が行われ、2月1日に衆議院に提出されているものでございます。ただ、こちらについて、未だ国会での審議が進んでいない状況でございます。国でも議案を審査しているという状況ではございますが、基本的には、このまま可決されるという見通しの下に、今回、町として提案させていただくものでございます。内容につきましては、先ほど諮問させていただいた内容と同様のものでございます。令和3年8月の国の人事院勧告に基づきまして、例年町ではそれに準ずる形で一般職についても改定しているところでございます。今回も同様に特別職も含めて国と同様の改定を行いたいというところでございます。続きまして、資料2をご覧いただきたいと思います。こちらの資料2につきましては、現在の美里町の特別職の給与及び報酬等の改定状況を示させていただいた資料ということでございます。まず上の段ですが、期末手当の支給率推移ということで、平成18年度、合併以降の期末手当の支給率を記載させていただいております。今回改定する内容につきましては、一番下、令和4年度というところの欄になります。令和2年度、前回と比べますと0.1月分減額になっておりまして、100分の325、これが年間の支給割合ということでございます。参考までにこの下の表について、でございますが、月額給料・報酬の推移ということで、平成19年以降のそれぞれ特別職の方の月額の給料、報酬額を記載しております。今年度、令和3年5月に審議いただいた内容で、議会議員の報酬につきましては、表の一番下、令和4年10月から議長につきましては33万円、副議長につきましては27万3千円、議員については25万8千円に改定されることとなっております。続きまして、資料③をご覧ください。資料3は両面になっております。初めに、町長、副町長、教育長の期末手当の支給率、今回改正するにあたっての影響額を説明させていただきます。こちらの表は、今回改定するにあたり、年間どの程度影響があり、減額になるのかといった表になります。改定前につきましては支給率が3.35月分になりまして、改定後につきましては0.1月分減額になりますので3.25月分になります。年間の金額で差引しますと、町長86,300円、副町
------	--

	長64,000円、教育長52,600円が減額となる予定となります。その下の表でございます。こちらにつきましては、今年度の期末手当の調整の計算でございます。今年度の12月に支給された期末手当に対する減額相当金額について、令和4年6月の支給分から差し引きさせていただくという内容でございます。こちらの金額につきましては、令和3年12月支給額というところの金額に減額率167.5分の10を乗じた減額調整額を令和4年6月支給分から減額することとなります。具体的には、町長については77,670円、副町長については57,600円、教育長については47,340円という金額になります。改定後の金額の差額と減額調整金額に差が生じておりますが、こちらの差につきましては令和3年12月の支給の基礎となる給与額について、10%減額している関係で額に違いが出ている内容となります。これらの減額を反映させた結果、6月支給額としてそれぞれ表示させていただいた金額となります。資料3の裏をご覧ください。こちらにつきましては、議会議員の期末手当支給率改定による影響額となります。内容につきましては、町長、副町長、教育長と同じ内容となっております。金額が異なりますのでその部分について説明させていただきます。まず、改定前、改定後でどれぐらい減額なるのかというところでございます。こちらについては、議長が32,500円、副議長が24,700円、議員が23,000円減額となります。次に参考ということで、令和4年10月以降と記載された表が真ん中に記載されております。こちらにつきましては、資料2でお話しさせていただいたとおり、令和4年10月から議員報酬が改定となります。それを踏まえた金額の表となりますのでご確認いただければと思います。一番下、令和3年12月の期末手当に係る減額調整額でございますが、議員につきましては、報酬の減額等を行っておりませんので、それぞれ議長から議員まで改定前、改定後の差額と減額調整額が同じ金額での減額となります。議長が32,500円、副議長が24,700円、議員が23,000円の減額ということでございます。以上、今回の改定に係るご説明をさせていただきました。資料4につきましては、本審議会の根拠条例となりますのでご確認いただければと思います。
渡邊会長	今、資料に基づいて事務局から説明がありました。このことについて、委員の皆様から意見がございましたらよろしくお願いいたします。
渡邊会長	では私から。衆議院のホームページの審議経過情報は、これはあくまでも今審議が進行しているけれども、採決される前提で審議会に諮問しているということですか。
門間補佐	これまでも国の基準に倣ってきたというところがまず1点。国会議員の報酬につきましては、国会で決定するということであります。今回の提案につきましては、仮に衆議院でこの内容がだめになった場合であっても、報酬審議会で答申いただいた内容を基に改定をさせていただくこととなります。
渡邊会長	事務局から説明がありましたが、委員の皆さんから意見等がありましたらお願いしたいと思います。
森委員	森委員さんありませんか。
渡邊会長	ありません。
木下委員	木下委員さんありませんか。
渡邊会長	ないです。
菊地委員	菊地委員さんありませんか。
渡邊会長	ありません。

渡邊会長	一同でご意見がないということでございますので、他になければ審議会の意見をまとめることといたします。これら審議の内容から、特別職の職員の期末手当の改定について、諮問どおり引き下げるとした答申でよろしいでしょうか。
委員	(はいの声)
渡邊会長	ではそのようにさせていただきたいと思います。 それでは議事4の答申となりますが、事務局は、これまでの委員の発言を踏まえた答申案の用意をお願いします。答申案ができるまでの間、お待ちいただきます。
	(休憩)
渡邊会長	再開します。答申案が出てきましたので、事務局で読み上げをお願いします。
門間補佐	(答申案を読み上げる)
渡邊会長	事務局から私たちが話し合った結果、このような答申書ということでございます。よろしいですか。
委員	(はいの声)
渡邊会長	ありがとうございました。
佐藤課長	それでは皆様、本日は慎重なご審議いただきまして誠にありがとうございました。早速、本日頂戴しました答申を町長のほうに提出させていただくことになります。 以上をもちまして、美里町特別職の職員の報酬等審議会の一切を修了いたします。ありがとうございました。

上記会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和4年 〇 月 〇 日

委 員 木 下 捷 一

委 員 菊 地 千 恵 子